

今後の食品リサイクル制度のあり方について

食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 食品リサイクル小委員会

中央環境審議会 循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会

目次

1	はじめに.....	1
2	食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の現状と課題.....	3
	① 発生抑制.....	3
	② 再生利用等.....	4
3	食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を推進するための具体的施策.....	7
	(1) 定期報告データの事業者毎の公表等について.....	8
	(2) 発生抑制の推進施策について.....	9
	① 発生抑制に係る目標について.....	9
	② 事業系食品ロスに係る目標について.....	10
	③ 事業系食品ロス削減施策のあり方について.....	10
	(3) 再生利用等の推進施策について.....	10
	① 再生利用等実施率目標について.....	11
	② 登録再生利用事業者制度の活用促進について.....	13
	③ 再生利用事業計画（リサイクルループ）認定制度の拡大について.....	13
	④ 国による再生利用等の促進について.....	14
	⑤ 食品循環資源の再生利用等の促進の観点を踏まえた市町村の対応について.....	14
	⑥ 再生利用手法の優先順位等について.....	15
	⑦ 適正処理の徹底について.....	15
	(4) 事業系食品ロス量の対象とされていない災害時用備蓄食品等に係る取組について.....	16
	(5) 家庭系食品廃棄物に係る取組について.....	16
	① 家庭系食品ロスの削減について.....	17
	② 家庭系食品廃棄物の再生利用の促進について.....	17
	(6) 食品ロスの削減、食品循環資源の再生利用等を通じた他の政策目的への貢献について.....	18
4	おわりに.....	18

1 1 はじめに

2 人類の活動は、地球の環境収容力を超えつつあり、自らの存在基盤である、限りある環境
3 の健全性や自然資本の安定性を脅かしつつある。気候変動については、世界平均気温の上昇
4 は過去 2000 年間のどの 50 年間よりも加速し、1.5°C 上昇に近づきつつある。また、生物多
5 様性の損失も気候変動の進行と関係が深く、現在の全世界の種の絶滅速度は過去 1,000 万年
6 間の平均の少なくとも数十倍から数百倍で、更に加速している。このような状況の中で、持
7 続可能な循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化する
8 ためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環
9 型に変えていくことが必要である。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・
10 社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有
11 効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となる。また、
12 資源効率性・循環性を向上させ天然資源利用の削減を進める取組は気候変動対策や生物多様
13 性保全をはじめとする環境負荷削減策としても極めて重要であり、我が国が直面する数々の
14 社会課題に対して 2050 年ネット・ゼロ（温室効果ガス排出実質ゼロ）・循環経済・ネイチャ
15 ーポジティブ（生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる）の統合的施策を進
16 め、同時達成を実現させることが必要であるとされている。

17 我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社
18 会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号。
19 以下「循環基本法」という。）に基づき「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本
20 計画」という。）を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。令和 6（2024）年
21 8 月には、第五次循環基本計画が閣議決定されたところである。

22 国際的には、平成 27（2015）年に国連サミットにおいて、持続可能な開発のための 2030 ア
23 ジェンダ（以下「2030 アジェンダ」という。）が採択され、持続可能な開発のための目標
24 （Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）が定められ、目標の 1 つに持続
25 可能な生産と消費が掲げられ、取組が進められている。また、令和 6（2024）年 8 月に行われ
26 た第 9 回 APEC 食料安全保障担当大臣会合において、食品ロスの防止・削減を促進させるた
27 めのアプローチを明確にした「APEC 食品ロス・廃棄の防止・削減のためのトルヒーヨ原則」
28 が採択されたところである。

29 また、近年では、環境（environment）、社会（social）、企業統治（governance）に配慮し
30 ている企業に対して重点的に投資を行う、いわゆる ESG 投資が活発になるなど、持続可能な
31 社会の構築に向けた取組は、官民を問わず進められている。

32 食品廃棄物等の削減等に関しては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成
33 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づいた取組が進められている。
34 平成 13（2001）年の食品リサイクル法の施行以降、食品循環資源の再生利用等（食品循環資

1 源の再生利用¹及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量)の取組は着実に進め
2 られてきたところであるが、第六次環境基本計画や第五次循環基本計画において謳われてい
3 る地域循環共生圏²の実現のため、更なる取組の促進が求められる。

4 近年では、食品循環資源の中でも、特に、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品、
5 いわゆる食品ロスについての国内外の関心が高まっており、「食品ロス削減の推進に関する
6 法律」(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)が令和元年に施行さ
7 れ、令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で食品ロス量を半減させる政府目標の達
8 成に向けた取組が進められてきた。食品ロスの削減は、当該食品の製造等に伴う環境影響の
9 削減だけでなく、それを販売等しようとした食品関連事業者のコスト及びそれを廃棄物とし
10 て処理するために要するコストの削減にもつながる。また、令和6年9月27日に策定さ
11 れた「持続可能な窒素管理に関する行動計画」において、食料品の廃棄に伴う窒素の過剰な
12 環境排出を低減するため、食品循環資源の再生利用等を推進することとされている。

13 国内では第四次循環基本計画において³、また国際的には2030アジェンダのターゲットの
14 1つとして⁴、令和12(2030)年までにこれを半減するという目標が掲げられており、事業系
15 食品ロス量は令和4(2022)年度実績では半減目標を達成したところであるが、その削減に向
16 けて更なる取組の促進が求められる。

17 食品ロスの削減及び食品リサイクルの推進は食料・農業政策の観点からも重要である。

18 食料の多くを輸入に依存する我が国は、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、
19 世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等により、食料安全保障の強化が重要課題と
20 なっている。輸入に依存する農業資材やその原料について、国内資源への代替転換を推進す
21 る観点からも食品循環資源の再生利用等の取組の促進が求められている。

22 近年の食品リサイクルに関する動きとして、「規制改革実施計画」(令和5年6月閣議決定)
23 及び「地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月閣議決定)における食品リサイ
24 クル法関連項目について、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員
25 会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合(以下「合同会
26 合」という)において議論を行い、「今後の食品リサイクル制度のあり方について(報告書)」
27 (以下「令和5年合同会合報告書」という。)を令和5(2023)年12月に取りまとめた。令和
28 5年合同会合報告書のうち「基本方針におけるエネルギー利用の推進等の位置付け」に関し
29 て示された具体的対応(方向性)に即して、カーボンニュートラル実現や食料安全保障の強
30 化の観点から基本方針を改定した。

1 食品リサイクル法の第二条の5項及び施行令の第二条において、「再生利用」とは、食品循環資源等を肥料、飼料、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品、エタノール、メタン製品の原材料として利用することとされている。また、基本方針一の3において、再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向を定めている。

2 自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方

3 「家庭系食品ロス量」については、SDGsにおいて「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」と挙げられていることを踏まえて、2030年度を目標年次として、数値目標を2000年度の半減とする。「事業系食品ロス量」の数値目標については、今回の「食品リサイクル制度のあり方について」を踏まえ、食品リサイクル法の基本方針において設定される。

4 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

1 また、前回の食品リサイクル制度のあり方の見直し（平成 31(2019) 年 2 月）の結果取り
2 まとめられた報告書においては、「今回の検討から 5 年後を目処に、食品リサイクル法の施
3 行状況の点検を行うことが必要である」とされたところである。前回の見直しから 5 年が過
4 ぎた中で、合同会合では、令和 6 (2024) 年 6 月から合同会合を開催し、食品リサイクル法の
5 施行状況の点検等に係る審議を行ってきた。

6 本取りまとめは、これまでの合同会合における検討を通じて明らかにされた食品リサイク
7 ル制度の現状と課題を整理し、これに対する具体的施策を提示するものである。

8 9 2 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の現状と課題

10 食品リサイクル法については、その施行以降、食品循環資源の再生利用等の促進のために
11 必要な法改正や政省令の改正が行われてきたところである。平成 19 (2007) 年度には、年間
12 100 トン以上の食品廃棄物等を排出する事業者を食品廃棄物等多量発生事業者として位置づ
13 け、毎年度の食品廃棄物等の発生量等について報告（以下「定期報告」という。）を求める改
14 正がなされた。また、平成 26 (2014) 年 4 月には、26 業種の食品廃棄物等の一層の発生抑制
15 のため発生抑制の目標値（基準発生原単位）を告示で定め（平成 27 (2015) 年 7 月に 5 業種
16 を追加）、令和元年には、このうち 19 業種で見直しをするとともに新たに 3 業種で設定、令
17 和 6 年には 9 業種を見直しとともに新たに 1 業種で設定し、これを下回るよう各食品関連事
18 業者に対して求めているところである。

19 以下に示すとおり、発生抑制については、特に、近年世間の関心が高まっている食品ロス
20 についての対策が必要であり、また、再生利用等についてはそのより一層の促進のための措
21 置を講じること及び再生利用等と適正処理の両立を図ることが必要である。

22 23 ① 発生抑制

24 発生抑制は、食料資源の有効活用において最も優先されるべき手法である。

25 特に、食品ロスの削減は食品廃棄物等の発生抑制につながるものであり、また、SDGs の
26 ターゲットの 1 つとされていることから、食品リサイクル法に基づく取組において、その
27 ための措置を優先的に講じていく必要がある。

28 前回の見直し以降、事業系食品ロス削減目標については令和 4 (2022) 年度の推計値で
29 236 万トンであり、目標を達成した。これは、NO-FOODLOSS PROJECT や食の環（わ）プロジ
30 ェクトの取組とともに、国において、3 分の 1 ルールを始めとする商慣習の見直し（厳し
31 い納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化と延長、発注から納品までの期間の延長等）
32 など、食品関連事業者等の協力を得て事業系食品ロスの削減に向けた取組が進められてき
33 た成果である。政府の方針においても引き続き 3 分の 1 ルールを始めとする商慣習の見直
34 し等の取組に加えて、企業における排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備

の促進が定められており、これを食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「判断基準省令」という。）に位置づける必要がある。また、政府方針として実施することとされている取組については、食べきり/持ち帰りの推進に向けた消費者への啓発（mottECO（モットエコ）運動の推進等）もある。都道府県及び市区町村においても、食品ロス削減に向けた取組が進められており、食品ロス削減に取り組む地方公共団体によって構成される「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入している地方公共団体数は446（47都道府県及び399市区町村）に上る（令和6（2024）年5月時点）。

② 再生利用等
(再生利用)

食品廃棄物等の再生利用等の状況は以下の図のとおりである。令和4（2022）年度には、食品廃棄物等の発生量が最も多い食品製造業において再生利用等実施率が約97%に達成していることもあり、我が国全体では食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の約89%が再生利用等されている。

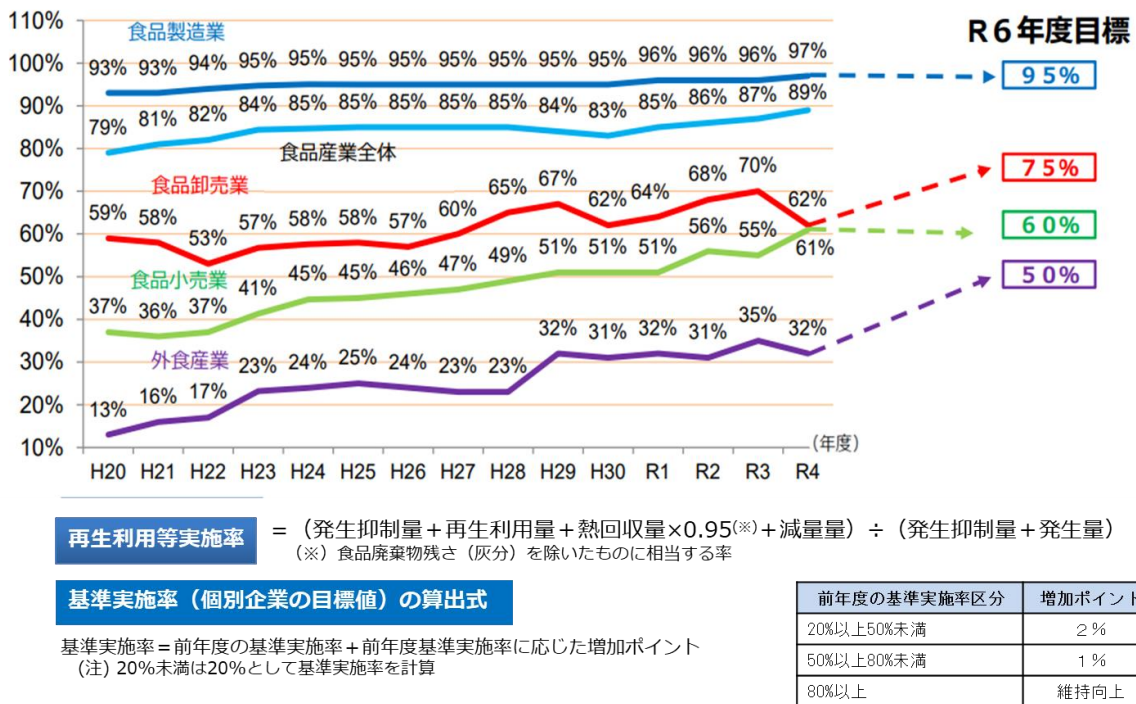


図1 再生利用等実施率の状況

判断基準省令では、「食品関連事業者は、(略) 食品循環資源の再生利用等に関する技術的水準及び経済的な状況を踏まえつつ、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、

1 その事業の特性に応じて、食品循環資源の再生利用等を計画的かつ効率的に実施する」こと
2 ととされている。これにもかかわらず再生利用等が実施されない理由としては、取組意欲
3 が必ずしも高くない食品関連事業者があること、再生利用等を実施する意欲のある事業者
4 であっても、周辺に再生利用事業者が存在しないため再生利用等を実施できないこと、市
5 町村等による事業系一般廃棄物の処理手数料と比べて再生利用事業者の処理料金が低い
6 場合に食品関連事業者が再生利用等を行うことによる負担増を回避することなどが挙げ
7 られる。また、外食産業固有の理由として、多様多彩な事業者から少量かつ多様な食品廃
8 棄物等が発生し、分別が困難であることが挙げられるが、特に年間の食品廃棄物等の量が
9 100t 未満の事業者においては 100t 以上の事業者と比較して、再生利用等実施率が低いこ
10 とがわかった（それぞれ約 15%と約 50%）。

11 判断基準省令では、食品関連事業者に対して食品循環資源の再生利用等を実施すること
12 を求めていることから、国においては、取組意欲が低く再生利用等に係る取組が進んでい
13 ない事業者に対する指導等を通じて食品循環資源の再生利用等を促進することが必要で
14 ある。特に、食品関連事業者の一部には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年
15 法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）や食品リサイクル法に関する知識を十分に
16 有していない事業者が存在するとも考えられ、このような事業者に対する周知を図ってい
17 くことが重要である。

18 また、事業系一般廃棄物については排出事業者が再生利用も含めた適正な処理を行う責
19 任を有しているが、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な責任を有することから、第六次
20 環境基本計画及び第五次循環基本計画を踏まえ、市町村には、適正処理の確保を行うこと
21 が求められる。そのため、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、食品廃棄物の排
22 出抑制や再生利用の推進等を位置づけ、施策を推進することが期待される。

23 24 (登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度)

25 食品循環資源の再生利用の促進のため、食品リサイクル法では、登録再生利用事業者制
26 度及び再生利用事業計画認定制度を設けている。

27 登録再生利用事業者制度については、登録件数は近年横ばいであり、再生利用のうち優
28 先順位が高い飼料化・肥料化が 7 割以上を占める。また、飼料化・肥料化に取り組む登録再
29 生利用事業者は、小売業・外食産業も含めた複数の業種の食品関連事業者等から食品循環
30 資源を受け入れ、再生利用等実施率の向上にも貢献していると考えられる。そうした状況
31 の中、登録再生利用事業者からは、再生利用事業及び事業拡大時の課題として、登録再生
32 利用事業者制度に関する認知度が低い、食品循環資源に異物・禁忌品が混入している、食品
33 循環資源が集まらない、再生品の需要及び再生品の使い方等に関する情報提供が不足して
34 いるなどがあげられている。

- 1 また、再生利用事業計画認定制度については、認定件数は近年横ばいであり、肥料化の
 2 件数が全体の6割を占める。なお、食品リサイクル法に基づく認定を受けないものの、食
 3 品関連事業者がリサイクルループを形成している例も見受けられる。
 4

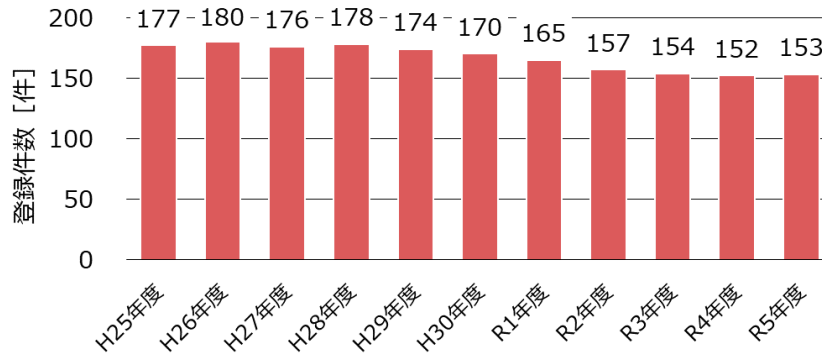
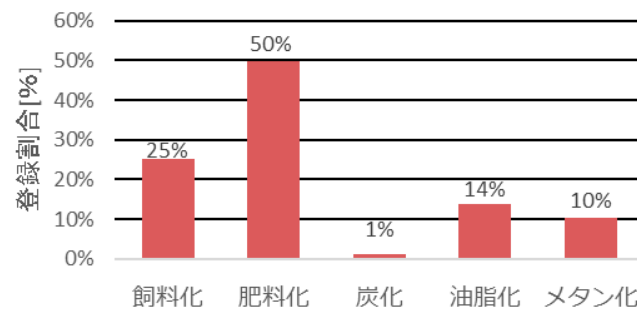


図2 登録再生利用事業者数の推移



※再生利用事業の種類は、一つの事業者が複数の事業を実施しているケースがあるため、事業別の件数（計175）と登録再生利用事業者の登録件数（計153）は一致しない。

図3 再生利用の事業種類ごとの登録再生利用事業者数の割合

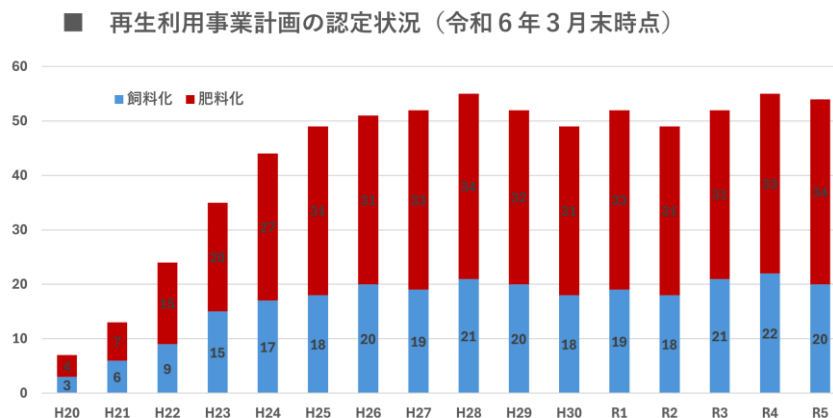


図4 再生利用事業計画認定数の推移

1 (排出事業者責任の徹底)

2 食品循環資源の再生利用等を促進するに当たって、食品廃棄物の適正処理を徹底すること
3 とは大前提となる。平成 28 (2016) 年 1 月には、登録再生利用事業者による食品廃棄物の
4 不正転売事案が発覚した。再生利用は、食品関連事業者が排出事業者としての適正処理に
5 係る責任を全うした上で取り組まれるべきものである。しかしながら、本事案では、排出
6 事業者責任が軽視され、廃棄物処理法の規制権限の及ばない第三者が関与していたと思料
7 される。

8 こうした事案の再発防止に向け、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連
9 事業者の判断の基準となるべき事項の改訂について(答申)」(平成 28 年 9 月 中央環境審
10 議会)に基づき、平成 29 (2017) 年に廃棄物処理法及び食品リサイクル法の判断基準省令
11 を改正し、食品廃棄物等を食用に供するために譲渡することを含め、食品廃棄物等の不適
12 正な処理の防止を図るとともに、「食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組強化のための
13 食品関連事業者向けのガイドライン(平成 29 年 1 月)」を取りまとめた。また、平成 29

14 (2017) 年 3 月 21 日には、廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長名の通知「廃棄物処理に関
15 する排出事業者責任の徹底について(通知)」において、廃棄物の排出事業者責任はその
16 廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではないこと及び処理委託の根幹的内容
17 (委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等)
18 は、排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの決定を第三者に委ねるべ
19 きではないことなどについて通知するとともに、同年 6 月 20 日には、同事案の総括に基づ
20 き、排出事業者が廃棄物処理法に基づく処理責任を適切に果たすことを徹底するため、廃
21 棄物処理法の下で講ずべき措置をチェックリストとして整理し、産業廃棄物課長名の通知
22 「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について(通知)」において通知した。

23 このように、廃棄物処理に関する排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業
24 者においては、この点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら
25 の責任において適正に処理することが強く求められる。また、この排出事業者の責任の重
26 要性に関して、地方公共団体や食品関連事業者への周知徹底を継続的に実施していくこと
27 が重要となる。

28 29 3 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を推進するための具体的施策

30 第六次環境基本計画及び第五次循環基本計画を踏まえ、食品廃棄物の適正処理の確保に加
31 えて、食品循環資源の有効利用の一層の促進など地域循環共生圏の実現に向けた取組の強化
32 が求められる。具体的には、食品廃棄物等の発生抑制を進めた上で、再生利用等の取組を推
33 進する中で得られた飼料、肥料等をサプライチェーンに組み込み循環的な利用を拡大するこ
34 とが必要である。それでもなお再生利用できないものは直ちに廃棄するのではなく、優先順

1 位を踏まえた上で、廃棄物を電力又は熱に変換し、得られた電力又は熱を地域のエネルギー
2 源として利用し、地域における資源生産性を高め、廃棄物を地域の資源としてできるだけ利
3 用することが必要である。なお、食品関連事業者には、判断基準省令に基づく発生抑制及び
4 再生利用等の実施が求められるものの業種や地域の状況によって食品関連事業者間で取組
5 に差がある。

6 2で示した課題に対応するための発生抑制及び再生利用等の両方の促進策として、食品廃
7 棄物等多量発生事業者から報告された定期報告データの公表に加え、食品関連事業者自らが
8 データや取組を公表することによる食品関連事業者の意識向上が挙げられる。

9 発生抑制の促進策としては、基準発生原単位の見直しだけでなく、食品廃棄物等の発生抑
10 制にもつながる事業系の食品ロスの削減目標の新たな目標を設定するとともに、これまで効
11 果を上げてきた取組のほかにも、現在はまだ十分に行われていないが、取組が拡大すると食
12 品ロス削減の効果が大きいと見込まれる取組について食品のサプライチェーン全体でその
13 削減に取り組んでいくことが重要である。また、食品関連事業者自らがフードバンク等への
14 食品寄附量や食品循環資源の再生利用等に関する情報を有価証券報告書やインターネット
15 その他の方法によって情報提供することも重要である。

16 また、再生利用等の促進策としては、再生利用等実施率の目標の底上げ並びに登録再生利
17 用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度に基づく取組の促進だけでなく、食品関連事業
18 者に対する再生利用等に関する周知に努め、必要があると認められるときは、特に不十分な
19 事業者に対しては、食品リサイクル法に基づく指導・助言等の実施、登録再生利用事業者制
20 度の活用促進及び再生利用等促進に向けた地方公共団体との連携等の促進が挙げられる。ま
21 た、一般廃棄物の処理を担っている市町村においては、その一般廃棄物処理計画において、
22 食品廃棄物の再生利用等を適切に位置づけ、その促進のための方策を講じていくことが重要
23 である。

24 なお、再生利用等を促進する上では、食品廃棄物の適正処理が前提であることを継続的に
25 徹底するとともに、再生利用手法の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含め
26 た食品循環資源の再生利用の促進を通じてカーボンニュートラルにも貢献することが重要
27 である。

28

29 (1) 定期報告データの事業者毎の公表等について

30 国においては、食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告を受け、業種ごとの食品廃
31 棄物等量や再生利用等の実施状況等、また、個別の事業者については同意を得た上で発生
32 原単位、再生利用等実施率及び事業者のフードバンク等への食品寄附量や食品循環資源の
33 再生利用等の食品ロス削減の取組に関する情報について農林水産省のホームページにお
34 いて毎年公表しているが、優良な取組を行う事業者の取組状況を国民が容易に知ることが

1 できる状況には至っていない。

2 食品循環資源の再生利用等に関する食品関連事業者の取組状況を公表し、食品関連事業
3 者が食品リサイクル法に基づく取組を実施していることを明らかにすることで、食品関連
4 事業者による発生抑制や再生利用等に係る取組が促されるだけでなく、その社会的信用の
5 向上につながると考えられる。このことは、昨今 ESG 投資等の観点から情報開示が求めら
6 れていることから適当と考えられる。このため、農林水産省のホームページでの公表に
7 食品廃棄物等多量発生事業者が積極的に同意するだけでなく、食品関連事業者自らが情報
8 提供に努める旨を判断基準省令に位置づけることが必要である。

9 具体的には、判断基準省令においてこれまで規定されていた食品廃棄物等の発生量及び
10 食品循環資源の再生利用等の状況に加え、フードバンク等への食品の寄附量を情報提供の
11 対象とし、また、情報提供の方法として有価証券報告書やインターネットその他の方法に
12 よって提供することを明記するとともに、

13 国においてはこれらの事業者の発生抑制等の取組を国民が知り、評価できるよう、定期
14 報告の情報を含め事業者が任意開示に用いる統一フォーマットの作成を検討する必要が
15 ある。

16 また、これまでの基準発生原単位、再生利用等実施率に関する国民からの見え方を踏ま
17 え、各食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みなど、食品関連事業者
18 による食品ロス削減の取組を一層推進する方策について検討する必要性がある。

19 なお、発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みの検討に当たっては、事業者ごとに取
20 り扱っている食品の性状等により発生抑制や再生利用の実施しやすさが異なる点や、優良
21 事業者の公表を基本とすることについて配慮することが重要である。

22 23 (2) 発生抑制の推進施策について

24 ① 発生抑制に係る目標について

25 令和6(2024)年に発生抑制に係る目標である基準発生原単位について、75業種すべて
26 について最新のデータを精査し、基準の更新や新たな基準設定が可能かどうか検証した
27 ところ、改めて9業種について基準発生原単位を更新するとともに新たに1業種で基準
28 発生原単位を設定した。

29 基準発生原単位が設定された業種に該当する食品関連事業者はこれを下回るよう努力
30 することが必要である。また、該当しない業種についても自主的な努力により発生原単
31 位の減少を通じた発生抑制に取り組むことが重要である。

32 以下に示すとおり、発生抑制については、特に、近年世間の関心が高まっている食品
33 ロスについての対策が必要であり、また、再生利用等についてはそのより一層の促進の
34 ための措置を講じること及び再生利用等と適正処理の両立を図ることが必要である。

1 このような基準発生原単位の設定による業種ごとの発生抑制の取組は、国民にとって
2 広く認知されているとはいえ、より分かりやすい形で周知、情報発信していく必要がある
3 ある。

4 5 ② 事業系食品ロスに係る目標について

6 事業系の食品廃棄物等について、特に、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食
7 品ロスの削減については、令和4(2022)年度における事業者から発生する食品ロスの量
8 が、平成12(2000)年度比で半減させる目標を達成したことから、基本方針において更な
9 る食品ロス削減のために新たな目標を定める必要がある。

10 現行の目標は、食品ロスの発生実績の趨勢を基本とする予測に、業種毎の削減幅の実
11 現可能性等を勘案して設定しており、政策の継続性の観点から新たな目標設定において
12 も同様な手法で設定するのが適当である。

13 新たな目標の検討に当たっては、2030 アジェンダや家庭系の食品ロスの削減目標等に
14 おいて、平成12(2000)年度比で、令和12(2030)年度までの目標としていることから令和
15 12(2030)年度までの目標とすることが適当である。また、令和2(2020)年度から令和4
16 (2022)年度にかけて社会経済情勢を大きく変化させた新型コロナウイルス禍の間に起き
17 た国民の行動変容は、食品ロスの発生量減少に寄与したが、その変容はコロナ収束後の
18 現在においても継続していることから、この行動変容を加味する必要がある。なお、新
19 型コロナウイルス禍以前からの傾向として、近年の食品ロスの削減に占める外食産業か
20 らの削減が大きいことに留意すべきである。

21 具体的には、事業系食品ロスの新たな削減目標については、コロナによる行動変容を
22 最大限取り込んだ場合とそれらが定着しないことを前提とした場合を踏まえて設定した
23 値の幅となるよう、平成12(2000)年度比で、令和12(2030)年度までに56%から62%削
24 減させるという幅の中で、事業者や国民にとって分かりやすい目標となるよう今後の議
25 論を経て基本方針において定めることとする。

26 なお、今回は令和12(2030)年までの目標が適当であるが、令和12(2030)年以降の目標
27 設定に当たっては、国際的な動向を踏まえるとともに、新たな目標設定方法を利用する
28 場合には、その方法の妥当性、データの利用可能性、継続性の可能性を十分検証する必
29 要があることに留意すべきである。

30 31 ③ 事業系食品ロス削減施策のあり方について

32 事業系食品ロス削減に向けた取組として、業種ごと、業種間の協調による取組や消費
33 者への働きかけと一体となった取組の推進により、食品ロス削減に一定の効果があつた
34 と考えられる。特に、食品ロス削減にとって重要な、3分の1ルールをはじめとする商

1 慣習の見直し（厳しい納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化と延長、発注から納品
2 までの期間の延長等）の促進、また、フードバンク等への寄附量、食品廃棄物等の発生
3 量、食品循環資源の再生利用等の状況についての開示の促進については、政府方針が明
4 確にされたところであるが判断基準省令には具体的に反映されていないことからこれら
5 を判断基準省令に反映する必要がある。

6 具体的には、食品廃棄物等の発生の抑制について事業者が講ずる措置のひとつとして、
7 フードバンク等への食品の提供を行うことを追加するとともに、フードチェーン全体と
8 して食品廃棄物等の発生の抑制を適切に実施できるよう、3分の1ルールをはじめとす
9 る商慣習の見直し（厳しい納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化と延長、発注から
10 納品までの期間の延長）への取組を位置づけるほか、フードバンク等への寄附量、食品
11 廃棄物等の発生抑制などの取組に関する情報提供の方法として有価証券報告書やインタ
12 ーネットその他の方法によって提供することを判断基準省令に明記することが必要であ
13 る。

14 これらに関連して、今後、食品ロス削減の効果が大きいと見込まれる取組として、事
15 業者の取組の見える化を通じた消費者理解による事業者の取組促進、未利用食品等の提
16 供の促進を図ることを目的とした食品寄附ガイドライン作成、AIによる需要予測の推進、
17 外食時の食べ残しの持ち帰りの促進を図ることを目的とした食べ残し持ち帰りガイドラ
18 インの策定を通じた食べ残し持ち帰りの強化などが求められる。

19 また、事業系食品ロス削減の取組の推進に当たっては、業種や取り扱う食品の種類等
20 によって食品ロスの発生要因や食品ロス削減が困難な場合があることに留意しつつ、発
21 生量が多いポイント（食品製造業における原材料や原材料端材、食品小売業における販
22 売期限切れの商品、外食産業における食べ残し等）における削減可能性を検討し、それ
23 ぞれの業種・食品の種類等に応じて効果的と考えられる取組を着実に推進していくこと
24 が重要である。

26 (3) 再生利用等の推進施策について

27 ① 再生利用等実施率目標について

28 令和7(2025)年度以降の再生利用等実施率については、政策の継続性の観点から、前
29 回の目標設定方法である、判断基準省令第2条に基づく基準実施率区分を適用し、増加
30 ポイントを5年分加算した値を基本とし、直近の再生利用等実施率の実績を考慮して定
31 めることが適当である。

32 食品製造業及び食品小売業については、令和4(2022)年度の段階で97%及び61%と再
33 生利用等実施率の目標（それぞれ95%及び60%）を達成している。

34 一方で、食品卸売業及び外食産業については、令和4(2022)年度時点で62%及び32%

1 と令和6(2024)年度目標(それぞれ75%及び50%)の達成が見込めない状況にある。こ
2 れらの業種では、年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の事業者の令和4(2022)
3 年度時点の再生利用等実施率(食品卸売業74%、外食産業50%)が令和6(2024)年度
4 目標に概ね達成している一方で、100トン未満の事業者の実施率(食品卸売業38%、外
5 食産業15%)が低い。

6 このような状況においては、目標未達の要因に対する取組を進めつつ、令和11(2029)
7 年度までの再生利用等実施率の目標については、食品製造業は維持向上の観点から95%、
8 食品小売業は65%とし、引き続き再生利用等の取組を着実に推進していくことが期待さ
9 れる。

10 また、直近の実績と令和6(2024)年度目標の差が大きい食品卸売業及び外食産業につ
11 いては、目標を据え置いた上で、再生利用等の促進のために次のような取組を一層推進
12 することが特に必要である。

13 ア 地方公共団体との連携について

14 地方公共団体との連携等として、取組を推進しようと考えている地方公共団体を積
15 極的に支援するため、食品循環資源の再生利用等を促進する上で参考となる情報等を
16 整理し、あらゆる機会を通じて情報発信を行うことについて、更に取組を強化し、関
17 係者との連携を促すこと。

18 イ 事業者(特に年間の食品廃棄物等の発生量が100トン未満の事業者)に対する意 19 識付け・事例の横展開

20 特に年間の食品廃棄物等量が100トン未満の事業者における再生利用等の取組を収
21 集し、優良事例として周知すること。

22 ウ 登録再生利用事業者数の確保等

23 登録再生利用事業者数の確保及び、「② 登録再生事業者制度の活用促進について」
24 における取組を推進する。

25 特に、外食産業においては、上述の取組に加え、食品廃棄物のリサイクルの意義
26 や分別、計量、組成調査の実施等、食品廃棄物のリサイクルの検討手順や外食の発生
27 抑制に係る取組事例等を内容とするマニュアルの普及や優良事例の研究、他産業(ス
28 ーパー、コンビニエンスストア、収集運搬の業界団体)との情報交換会を含む連携強
29 化、社内教育などに活用するための食品リサイクル施設見学会の開催、研修会の開催、
30 地方公共団体、再生利用事業者、地域の関連団体等の取組をリードしうる関係者との
31 連携強化等を通じて再生利用等実施率の向上における課題の分析や改善に向けた取
32 組の促進を図ることが望まれる。

33

1 ② 登録再生利用事業者制度の活用促進について

2 食品リサイクル法に基づく再生利用事業者の登録を受けた場合、廃棄物処理法上の収
3 集運搬の許可や肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）及び飼料安
4 全法（昭和 28 年法律第 35 号）に係る特例を受けることができる。登録再生利用事業者
5 について、登録件数は横ばいで、再生利用のうち優先順位が高い飼料化・肥料化が 7 割
6 以上を占めている。飼料化・肥料化に取り組む登録再生利用事業者は、小売業・外食産
7 業も含めた複数の業種の食品関連事業者等から食品循環資源を受け入れ、再生利用等実
8 施率の向上にも貢献している。登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に
9 着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、優良事例の見える化とその横展
10 開等、制度の更なる活用方策についての検討・対応が必要である。

11 具体的には、登録再生利用事業者アンケートの結果等を踏まえ、食品リサイクル制度
12 に関する知見や再生利用の必要性・重要性に関して、地方公共団体や食品関連事業者業
13 界団体等への普及啓発、地方公共団体や地域内の食品関連事業者との連携による地域脱
14 炭素ロードマップに位置づけられた食品廃棄ゼロ（＝焼却・埋立ゼロ）エリアの創出など
15 再生利用に着実に取り組む登録事業者に関する優良事例の整理・見える化とその横展開、
16 事前分別の必要性・重要性等に関する、食品関連事業者等への普及啓発、登録申請審査の
17 更なる合理化に向けた分析や改善策の検討・実施等に取り組むことが重要である。

18 なお、登録再生利用事業者による自主的な取組として、登録再生利用事業者の中で優
19 良な事業者を認定する制度の運用が行われている。国はこうした自主的な取組の活用の
20 促進に努めることが重要である。

21
22 ③ 再生利用事業計画（リサイクルループ）認定制度の拡大について

23 食品リサイクル法に基づくリサイクルループの認定を受けた場合、廃棄物処理法上の
24 収集運搬の許可に係る特例等を受けることができる。近年、食品リサイクル法に基づく
25 認定を受けたリサイクルループの数は横ばいであるものの、廃棄物処理法の特例を必要
26 としない場合など、食品関連事業者が食品リサイクル法に基づく認定を受けずにリサイ
27 クルループを形成している例も見受けられる。

28 国においては、認定の有無にかかわらず食品関連事業者等にリサイクルループの形成
29 について普及啓発を行うとともに、その形成に際して廃棄物処理法の特例を受ける必要
30 がある事業者が認定制度について情報を得られるよう制度の周知に努めることが重要で
31 ある。また、特定肥飼料等を利用して生産された飼料又は肥料を更に利用した農畜水産
32 物等を生産した場合においても認定制度の対象としてほしいとの要望を踏まえ、このよ
33 うな場合も関係者が連携した計画的な食品循環資源の再生利用を確保するという制度の
34 目的を満たすことから、認定制度の対象とし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関す

1 法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令」に位置づけることが適当である。

2
3 ④ 国による再生利用等の促進について

4 判断基準省令では食品関連事業者は食品循環資源の再生利用等を計画的かつ効率的に
5 実施することとされているが、再生利用等の基準実施率を達成していない事業者が見受
6 けられることから、国においては、特に食品廃棄物等多量発生事業者に対して食品循環
7 資源の再生利用等について周知を行うことが重要である。また、必要があると認められ
8 るときは、取組が特に不十分な事業者に対して、食品リサイクル法に基づく指導・助言
9 等を積極的に行う必要がある。なお、事業者（特に年間の食品廃棄物等の発生量が 100
10 トン未満の事業者）に対する意識付け・事例の横展開についても一層推進する必要がある。
11

12 また、再生利用等を促進するためには、特定肥飼料が安定的に利用される必要がある
13 ことから、国においては、食品循環資源由来の再生品の活用を推進するため、肥料の原
14 料供給事業者、製造事業者、利用者の連携づくり、また、エコフィードに係る優良事例
15 の紹介や講習会の開催などの施策を引き続き推進することが重要である。

16 このほか、食品循環資源の再生利用の促進に資する市町村の先進的な取組事例につい
17 て調査し、その工夫点等を取りまとめ、公表することなどを通じて、他の市町村の取組
18 を促進するための情報発信等を行うことが重要である。

19 また、食品廃棄ゼロエリアの展開やそのモデル事業等を通じて、先進的な事例を構築
20 し環境省ホームページ等で公表するなど、横展開を図っていくことも求められる。

21
22 ⑤ 食品循環資源の再生利用等の促進の観点を踏まえた市町村の対応について

23 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定め、これに従って当該区域
24 内における一般廃棄物の処理を行うこととされているところであるが、適正処理の確保
25 に加えて、市町村が一般廃棄物処理計画に食品廃棄物の排出抑制や再生利用等の推進方
26 策を位置づけ積極的に推進することが必要である。

27 具体的には、事業系一般廃棄物について、経済的インセンティブを活用した排出抑制
28 や再生利用等の推進が期待される有料化の更なる推進や多量の一般廃棄物排出事業者に
29 対する減量化指導の徹底を図る必要がある。この際、市町村による事業系一般廃棄物の
30 処理手数料の設定に当たっては、今後人口減少等が進む中、地方公共団体の財政状況等
31 も厳しくなることが予想され、中長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安
32 定的な施設整備及び運営の観点も踏まえ、事業系一般廃棄物については排出事業者が適
33 正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金とすること
34 が望ましく、その旨、地方公共団体の食品リサイクルや一般廃棄物の担当者に対して、

1 環境省が継続的に周知徹底する必要がある。なお、令和6年9月30日付け環境省環境再
2 生・資源循環局長通知「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価
3 格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」において、一般廃棄物処理業
4 務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項を記
5 載しており、市町村において当該通知を踏まえ必要な措置の実施に努める必要がある。

6 さらに、食品循環資源は地域で循環されることが適していることから、再生利用等促
7 進に当たっては、市町村の役割が重要である。そのため、国は、取組を推進しようと考
8 えている地方公共団体を積極的に支援するため、地域の実情に応じて飼料化及び肥料化
9 をはじめとした食品循環資源の再生利用等が可能な限り実施されるよう、参考となる情
10 報等を整理し、あらゆる機会を通じて情報発信を行うことについて更に取組を強化する
11 ことが求められる。また、国は地方公共団体、登録再生利用事業者等の関係者が現状・
12 課題等を共有しながら再生利用等の促進に向けたコミュニケーションが可能となる場を
13 適宜設けることについて検討するなど、関係者との連携を促す必要がある。

14 15 ⑥ 再生利用手法の優先順位等について

16 食品循環資源が持つ栄養素を有効に活用するという観点から、再生利用手法の中で飼
17 料化及び肥料化を優先して進めていくことが重要である。また、令和5年度に実施され
18 た食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議
19 会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合の結果を踏まえ、令和6（2024）
20 年2月に「食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、この基本方針で定める再生利
21 用等の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた食品循環資源の再生利
22 用の促進を通じてカーボンニュートラルにも貢献することが重要である。」と基本方針
23 が改定されたことを踏まえ、引き続き施策を推進することが重要である。

24 25 ⑦ 適正処理の徹底について

26 食品循環資源の再生利用は、その適正な処理を前提に取り組みされるべきものであり、
27 再生利用のために、適正処理が疎かにされることはあってはならない。このため、国に
28 においては、適正処理の徹底は現在もなお重要な課題であると改めて認識し、平成28（2016）
29 年1月に登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚して以降、排出事
30 業者責任の徹底等に努めているところであるが、今後二度と食品廃棄物等の不適正な処
31 理がなされないよう、引き続き、同事案の総括、食品廃棄物等の不適正な転売防止の取
32 組強化のための食品関連事業者向けのガイドライン及び関連する通知（廃棄物処理に関
33 する排出事業者責任の徹底について（通知）及び排出事業者責任に基づく措置に係る指
34 導について（通知））等について、食品関連事業者及び再生利用事業者等の関係者に継

1 続的に周知徹底を図っていく必要がある。

2 特に、平成 28(2016)年9月に取りまとめられた「食品循環資源の再生利用等の促進に
3 関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改訂について(答申)」に記載され
4 ているとおり、食品関連事業者が自らの責任において主体的に行うべき、適正な処理業
5 者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理及び処理業者に支払う料金の適正性の確認
6 等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない第三者に任せきりに
7 されると、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が
8 希薄になるおそれがある。また、食品関連事業者は、排出事業者として、その事業活動
9 に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用事業者との信頼関係
10 を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある。

11 今後も、食品循環資源の再生利用等の促進及び食品廃棄物等の適正処理の確保の観点
12 から、上述の通知等に示された排出事業者の責任の重要性等に関して、国は地方公共団
13 体や食品関連事業者への周知徹底を行う必要があるため、今後は、直接的・定期的な講
14 習会等の開催を実施していくことが求められる。

15 16 (4) 事業系食品ロス量の対象とされていない災害時用備蓄食品等に係る取組について

17 事業系食品ロス量の対象とされていないものに国や地方公共団体における災害時用備
18 蓄食品、生産段階における出荷されない野菜等が挙げられる。国における災害時用備蓄食
19 品は令和3(2021)年4月21日付の関係府省庁との申合せに基づき、必要な場合を除き、原
20 則フードバンク団体等への提供に取り組むこととしている。地方公共団体においても防災
21 訓練等での利用、フードバンク団体等に提供、職員等に配布等の有効利用が行われている。
22 食品関連事業者においても災害時備蓄食品を寄贈等するほか、長雨や豪雨により通常流通
23 できなかった野菜などの有効活用が行われており、関係者との連携を行いながら、今後も
24 こうした取組の推進が望まれる。

25 また、生産段階における出荷されない野菜等については、ほ場における廃棄、食用とし
26 ての活用、非食用としての活用など一定程度有効利用を行っている事例も見られる。

27 特に、昨今の地震や豪雨などによる自然災害の増加に伴い関心も高まっている災害時用
28 備蓄食品については、入替えに伴い不用になった備蓄食品をフードバンク等へ寄付するな
29 どの優良事例の横展開を行うことが望まれる。

30 31 (5) 家庭系食品廃棄物に係る取組について

32 食品リサイクル法は、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するもの
33 であるが、家庭から発生する食品廃棄物の量は事業系の食品廃棄物等の量の約半分に相当
34 することから、家庭から発生する食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等の促進も重要であ

1 る。

2 ① 家庭系食品ロスの削減について

3 家庭からの食品ロスが食品関連事業者から発生する食品ロスと同程度発生しているこ
4 とに鑑みると、事業者からの食品ロス削減と合わせて、家庭からの食品ロス削減に取り
5 組むことが重要である。これまでも、NO-FOODLOSS PROJECT 及び食の環（わ）プロジェ
6 クトの下で、消費者への啓発等を通じて家庭からの食品ロス削減に向けた取組が進めら
7 れている。今後、より一層の家庭系食品ロスの削減を図っていくため、食品ロスの削減
8 に資する民間企業のデジタル技術等や脱炭素の国民運動「デコ活」の活用により、消費
9 者の効果的な行動変容を促す普及啓発等の取組が重要である。また、地方公共団体での
10 食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開を図るこ
11 とも期待される。

12 地方公共団体は、地元の消費者団体や事業者等のネットワークを活用し、また、教育
13 機関等を連携しつつ、きめ細やかな普及啓発活動を講じられることから、家庭からの食
14 品ロスの削減に当たって地方公共団体が果たす役割は大きい。このため、国においては、
15 地方公共団体による普及啓発等をより一層促進するため、地方公共団体の参考となるノ
16 ウハウや地方公共団体が活用可能な普及啓発資材の提供や必要な知見の整理を継続的に
17 行い、適切な情報発信を積極的に行うことで、効率的かつ効果的な削減を促進すること
18 が重要である。

19 また、家庭系食品ロス削減についてはもとより、食品関連事業者から発生する食品循
20 環資源の再生利用等を促進する上でも消費者が果たす役割は大きく、外食時における食
21 べ切り等の実践や小売業からの過度な購入を行わないなど、行動変容が求められる。消
22 費者は自らの食生活に起因する地域及び地球規模での環境への負荷に対する理解を深め、
23 食品を購入・消費する各場面において食品廃棄物等の発生の抑制に努める必要がある。

24 また、国においては、家庭系食品ロスの削減目標の早期達成に向けた、各種取組を強
25 化することが期待される。

26
27 ② 家庭系食品廃棄物の再生利用の促進について

28 一部の市町村では各家庭における食品廃棄物の堆肥化に係る取組が進められており、引
29 き続きこれらの取組を推進していくことが適当である。

30 また、家庭系食品廃棄物については、家庭からの食品廃棄物の性状は、外食産業からの
31 食品廃棄物と性状や排出形態が近く、質の高い分別を地域で実施できる場合を除き、市町
32 村全体での飼料化や肥料化が困難である場合が多いためメタン化等の促進を図っていく
33 ことが適当である。事業系一般廃棄物である食品循環資源の再生利用等の促進のためにメ
34 タン化等の再生利用施設の整備が進められることで、付随的に家庭系の食品廃棄物の再生

1 利用の促進も期待される。

2
3 (6) 食品ロスの削減、食品循環資源の再生利用等を通じた他の政策目的への貢献について
4 食品ロスの削減や食品循環資源の再生利用等の推進は、循環経済への移行推進の効果の
5 みならず、気候変動、地域活性化やバイオマスの利活用、食料安全保障の向上、有機農業
6 の推進及び環境教育・食育・ESD（持続可能な開発のための教育）の推進、福祉施策の強化
7 など、関連する多様な政策目的の達成にも同時に資するものである。

8 具体的な例として、循環基本法に基づき、今年8月に閣議決定された第5次循環基本計
9 画においても、気候変動対策の重要性等が盛り込まれた。そのため、カーボンニュートラ
10 ル、ネットゼロの実現の観点を踏まえつつ食品リサイクルを推進していくことが期待され
11 る。カーボンニュートラルの実現には、食品リサイクルに係る温室効果ガスの排出抑制等
12 に関する各種データを踏まえ、具体的な施策を検討していく必要があり、これらのデータ・
13 実態等の調査を行うとともに、再生利用等の取組事例・優良事例の周知・横展開に合わせ
14 て、基礎データの周知も行うことが期待される。

15 このため、国においては、食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進会議等の場を
16 活用しつつ、様々な場面を通じて食品ロスの削減等について取組を進めてきたところであ
17 るが、引き続きその他の政策目的との同時達成に向けた取組を進めていくことが重要であ
18 る。

19 20 4 おわりに

21 本取りまとめは、前回見直し以降の食品リサイクル法の施行状況を点検し、食品リサイク
22 ル制度の現状と課題を踏まえつつ、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の一層の進展のた
23 めに、改善策について提言を行ったものである。

24 今後、国においては、この取りまとめを基に、循環経済、持続可能な社会の構築に向けて、
25 全国あるいは地域において、国、都道府県、市町村、食品関連事業者、消費者、再生利用事
26 業者、農畜水産事業者等の連携により、消費者の行動変革を含めて食品廃棄物等の発生抑制・
27 再生利用等の一層の推進がなされるよう、必要な制度改正や施策の具体化を行い取組の進捗
28 状況や課題を共有し、関係者間のコミュニケーションを向上し、将来目指すべき具体的な姿
29 も見据えつつ、取り組んでいくことが必要である。

30 なお、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の状況等を踏まえ、今回の検討から5年後を
31 目処に、食品リサイクル法の施行状況の点検を行うことが必要である。